

1 2 月 1 3 日本会議再開（第 3 日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	小宮山 定彦 君	9 番議員	朝 倉 国 勝 君
2 〃	大 森 茂彦 君	10 〃	滝 沢 幸 映 君
3 〃	山 城 峻 一 君	11 〃	吉 川 まゆみ 君
4 〃	祢 津 明 子 君	12 〃	西 沢 悦 子 君
6 〃	大日向 進 也 君	13 〃	塩野入 猛 君
7 〃	玉 川 清 史 君	14 〃	中 嶋 登 君
8 〃	栗 田 隆 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	大 井 裕 君
総 務 課 長	臼 井 洋 一 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
住 民 環 境 課 長	竹 内 禎 夫 君
福 祉 健 康 課 長	堀 内 弘 達 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	関 貞 巳 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴 海 聡 子 君
まち創生推進室長	清 水 智 成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	
保健センター所長	竹 内 優 子 君
子 ども 支 援 室 長	細 田 美 香 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前 10 時 00 分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 次期町長選への出馬の考えは | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (2) ワクチン副反応及び後遺症についてほか | 栗 田 隆 議員 |
| (3) 発達障害児への支援についてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (4) 学校給食の無償化に向けてほか | 大 森 茂 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、9番 朝倉国勝君の質問を許します。

9番（朝倉君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

今回の12月議会にあたりましては、来年4月、統一地方選が実施されます。当町も該当団体となります。現下の私どもを取り巻く世界の政治経済は大変な混乱と流動化をしている中、また、我が国内でもその影響を受け、多くの課題が山積している実態と考えます。

このような中で、次期の4月以降、どなたに坂城町の町政を担っていただくのか、多くの町民の皆様が大変心配や関心を持って状況の推移を注視しているところと推察をするところであります。

私の一般質問は、このような状況に対して、山村町長に次期町長選にあたっての考え方についての所信をお伺いしたいと考えます。

山村町長は、平成23年勇退を宣言されました中沢町政の後、民間で培った経験を基に、町政に新風を吹き込んでいただくべく、しなやかでたくましい町政の実現を託され、新しい町長に選任をされました。就任にあたりましては、他者のために最善を尽くす、決して逃げない、ひたすら勉強、常に謙虚をモットーに町政を展開されました。3期12年にわたって実施されました主な事業について整理をしてみたいと思います。

インフラ面では、トータルメディアコミュニケーション、「つながる あんしん 坂城町」構想の推進、同報系移動系無線の整備、中核避難所への災害公衆無線LAN整備、国道18号

バイパス及び坂城インター線先線の推進、デマンド交通の展開。

福祉面では保健福祉機能を併せ持つ新たな複合施設の整備に向けた検討の開始、子ども医療費 18 歳までの無料化、第 3 子以降の保育料無料化、県下市町村に先駆けて、初めて犯罪被害者等支援条例の制定を行いました。

産業面では、ねずこんの誕生、さかきワイナリー形成の推進事業、坂城駅前葡萄酒祭の開催、さかきものづくり展開催、南条産業団地造成・分譲、新築住宅を取得し定住された方に対する移住定住補助制度の創設。

教育面では、町独自の教育コーディネーター、心理カウンセラーによる就学相談、教育相談の充実、児童福祉と学校教育を一元化した子ども支援室の設置、各学校の耐震化、エアコン設置、町独自の外国語指導講師による英語教育の充実、中学生、高校生の海外派遣についての事業化、GIGAスクール構想ということで児童生徒 1 人 1 台端末等の整備。

行財政の面におきましては、コンビニでの税金等納付体制の整備、大学との連携事業の拡大・推進、第 6 次坂城町長期総合計画の策定。

以上、実施された主な事業についてピックアップをしてみました。民間での経験や知見、そして海外勤務で醸成された国際感覚を大いに生かされ、今までに町の先人たちが築かれた歴史を引き継ぎながら、活力ある坂城町の実現に努力をいただきました。この努力に対して、この場をお借りして感謝と敬意を申し上げたいと思います。

さて、今まで山村町長在籍の主な事業の実績を申し上げます。ここ 3 年間、世界全体を苦境に追い込んでいる新型コロナ禍、また、本年 2 月 24 日に発生したロシアのウクライナへの侵略等の国際政治情勢の激変により、経済の下振れ、安全保障、エネルギー危機、食料危機、温暖化対策等喫緊に対応が迫られる大きな問題が数多く存在し、これが今日の世界全体の政治課題となっておるところであります。

これらにより、我が坂城町におきましても、コロナ禍での観光、運輸、飲食業の支援、エネルギー危機による諸物価値上げ等の対策、円安による影響等の対策等々の継続した対応が求められているほか、公共事業の長寿命化に向けた個別施設計画が具体的な展開になります。

一方、これからの将来を見通す中で、財政面では慎重な運用が重要と考えているところであります。また、世界経済はインフレが加速をしております。アメリカ、ヨーロッパでは、今後インフレも収まる気配を示しております。今まで円安に振れておりました為替レートも、今後は円高に振れそうだという予測もあり、予断を許さない状況が今後予測されております。

このような状況の下、次期町政を担われる方は、厳しい世界の政治経済環境、国内の政治経済環境、また、坂城町の産業、教育、福祉、行政運営などを十分に理解し、その課題解決のために尽力できる方でなければならないと思っております。

私を含め多くの町民は、来年 4 月の統一地方選において、山村町長の 4 期目への出馬を強く

望んでおります。

そこで、山村町長にお聞きいたします。１点目として、山村町政のこれまでの成果と課題についてどのように考えているのか。

２点目として、次期町長選に向けて出馬へのお考えをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから、次期町長選への出馬の考えはということで、大変ご丁寧にお話をしていただきました。

さて、３年半前の平成３１年４月に町民の皆様の温かいご支援を賜りまして、坂城町長として３期目を担わせていただきました。平成から令和に年号が変わり、既に３年８か月が過ぎようとしております。その間、「活力あふれた、輝く元気なまちづくり」を目指して、できるだけ多くの皆様の声をお聞きすることを心がける中で、私なりに全力で取り組んでまいりました。

初めに、これまでの町政の成果等についてのご質問ではありますが、まちづくりは大変広範でありまして、難しい判断になると思いますが、むしろ、議員各位や町民の皆様がどのようにお考えになっているかが重要でもあります。

そういったことも踏まえまして、私が掲げました選挙公約の四つの柱ごとに実現できたもの、また、方向づけがなされた主な事業などにつきまして申し上げたいと思っております。

まず、産業の活性化を中心とした「活力あふれた元気な町づくり」の取組でございます。私が町長に就任した当時は、東日本大震災の直後であり、さらに、為替レートが約８０円と極端な円高やデフレにより、ものづくりの町坂城にとりまして、不況による大変厳しい時代でありました。

しかし、町内企業の経営者の皆様のたゆまぬご努力により、景気が徐々に回復する中で、企業の皆様から工業用地の確保についてのご要望をいただきました。関係機関との調整等に若干の時間を要しましたが、地権者の皆様のご協力もあり、今年度、新たな工業用地として南条産業団地を分譲できましたことは、雇用の創出といった面も含め、今後の地域経済の活性化につながるものと考えております。

また、公共施設等の老朽化が進む中で、将来の住民ニーズを的確に把握し、町の財政負担の軽減や平準化を図るため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を策定いたしました。今後の公共施設の在り方とともに、保健・福祉分野等の中核拠点としての機能を有する新複合施設の整備による、少子高齢化時代の新たなまちづくりの方向性を示すことができたものと考えております。

次に、子どもたちの教育や学習を通じた「人の輝く町づくり」の取組では、町の子育て支援を推進するため、教育委員会に子ども支援室を設置し、幼児期から就学期まで、切れ目のない支援体制の充実を図ってまいりました。

また、南条小学校の建設、小中学校へのエアコンの設置など教育環境の整備を進めたほか、GIGAスクール構想を推進する中で、小中学生1人1台のタブレット端末を配布し、ICT教育の大きな前進につなげることができました。

坂城町の未来を担う子どもたちが、グローバル社会に対応するため、高校生のタイ国研修と、中学生のアメリカシリコンバレーへの派遣事業を創設するとともに、小中学校に3名の外国語指導講師を配置し、英語力向上によるコミュニケーション能力や国際感覚の育成を図ってまいりました。

続いて、高齢者や子ども、ハンディのある方にとって優しい「笑顔の町づくり」の取組につきましては、子育て世帯への支援といたしまして、子どもの福祉医療費を18歳までに拡大したほか、第3子以降の保育料無料化や不妊・不育症治療費助成の拡大など、経済的な負担の軽減を図る中で、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりました。

また、高齢者が健康で生き生きと安心して暮らせるための支援といたしまして、緊急通報システムあんしん電話の機器の更新や、水道メーターを利用した見守りシステムの導入等により、一人暮らしの高齢者に対する見守り体制の強化を図るとともに、疾病等の早期発見、重症化予防に向けての40歳以上の国民健康保険加入者の特定健診受診料を無料化するなど、町民が安心して笑顔で暮らせる取組を進めたところでございます。

また、四つ目の柱、芸術文化の振興による「誇れる町づくり」の取組につきましては、「びんぐしの里薪能」が、本年8月に5年ぶりに開催されたところであります。悪天候のため、びんぐしの里公園屋外ステージでの開催はできませんでしたが、国際的に活躍する能楽師による薪能の幽玄な世界を体験いただくとともに、こども能楽教室に通う生徒が日頃の練習成果などを発表する場となり、伝統芸能である能楽の伝承、育成につながる取組となったものと考えております。

また、東京オリンピックで正式種目として採用され、日本人が大活躍したスケートボードと3×3（スリー・バイ・スリー）、ストリートバスケットの設備を備える、町の新たなスポットとして、テクノさかきストリートパークを南条産業団地内にオープンいたしました。

さらに、町体育館の大規模改修工事に併せまして、ボルダリング施設も新設されることであり、新たな施設により、町のスポーツ振興がさらに進んでいくことを期待しているところでもあります。

そのほかの取組としまして、災害に強く、環境に優しいまちづくりの観点では、「つながる あんしん 坂城町」の実現に向け、デジタル防災行政無線を整備いたしました。同報系の防災行政無線につきましては、戸別受信機を全世帯に無償貸与としたことで、令和元年東日本台風の際の情報発信はもとより、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一斉休校の際のチャイムの発信などにも大変有効に機能いたしました。

また、災害時に地域の避難所となる小学校に自立・分散型エネルギー設備の設置を進め、今年度3小学校全てに設置される予定となっております。平時のCO₂削減と、有事の際の電力確保の役割を担う重要な設備であると考えているところであります。

昨今の状況といたしましては、国内外で猛威を振るい、いまだ終息が見えない新型コロナウイルス感染症は、町民の皆様の生活や、事業所の経営にも影響を及ぼしているところであります。そうした中で、感染拡大当初から対策本部を立ち上げ、情報共有を図りながら対策を検討し、町民への正確な情報提供に配慮するとともに、早急なワクチン接種の実施を進め、感染拡大の予防に努めてまいりました。

また、コロナ禍で影響を受けた町民生活の支援として、所得の少ない世帯や子育て世帯、ひとり親世帯などを中心に、様々な事業を実施したほか、事業所への支援といたしまして、緊急事態宣言による営業時間の制限や、客足の減少などで影響を受けた飲食店等を盛り上げるための事業や、売上げ減少に対する助成など、町独自の支援を行ったところであります。

また、令和3年度からスタートしました第6次長期総合計画の策定に際しましては、SDGsの達成とデジタル変革への取組を共通テーマとして位置づけ、広く町民の皆様のご意見をお聞きする中で、10年後の町の将来像を「輝く未来を奏でるまち」と定めたところであります。豊かな自然の中で、誰もが生き生きと輝くことができる社会を実現し、活力あふれる町を次世代へつなぐことを目指しております。

私にとりまして、この3期目は、難しいかじ取りが求められた4年間でありましたが、これからの町の大きな変容の礎の一端を担えたものと、大変有意義に感じているところであります。

また、様々な事業の推進は、議員各位をはじめ町民の皆様、そして職員の協力によるものと心から感謝申し上げる次第であります。

また、これからの課題といった質問もいただきましたが、新たな総合計画がスタートし、その中に掲げた基本目標や、施策の大綱に取り上げたそれぞれのテーマの実現に向けて、具体的にどう取り組んでいくのか、また、人口ビジョンや総合戦略に基づき、将来の坂城町が輝くものとなるために、今後何をしていかなければならないのかといったことが重要な課題であると考えております。

また、国道18号バイパスの整備や坂城インター線延伸は、交通混雑の緩和や、産業の活性化につながるとともに、将来を見据えたまちづくりの基盤となることから、一日も早い事業の推進に向けた取組が重要であると認識しているところであります。

また、公共施設個別施設計画に掲げました新たな複合施設の建設につきましても、住民サービスの向上はもとより、幅広い年代が集える場づくりや、デジタル化による業務の効率化といった面につきましても、今後の公共施設の在り方を考える上で、大変意義深い事業であると思っております。

さて、最後に、来年4月に行われる予定の町長選挙への出馬についてであります。朝倉議員さんから出馬を期待する旨の大変温かいお言葉をいただき、大変ありがたいと思っております。

これからの4年間は、長期総合計画や総合戦略の実現に向けた新しいまちづくりを進める、大変重要な時期と認識しております。また、4期目への出馬につきましては、大変重い意思決定となります。ご支持いただいている方、あるいは皆様のご意見を賜り、相談させていただく中で、今議会の最終日に、改めてお話をさせていただきたいと思っております。

一般質問の中でこのようなお話をさせていただく機会を賜りました。ありがとうございました。以上であります。

9番（朝倉君） ただいま、町長より答弁をいただき、熟慮中ということでございます。正式な態度表明は閉会の挨拶の中でいただけるということが確認できました。多くの町民が待ち望む回答を期待いたしまして、私の一般質問をこれで終了いたします。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時23分～再開 午前10時33分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、私の一般質問をしたいと思います。

ワクチンの問題についてですけれども、これまで、私は2回このワクチンについての一般質問をいたしております。その2回については、いろいろワクチンとしても史上初のワクチンなので、慎重に接種はしたほうがいいと。そのためには、しっかりとした本当の情報、テレビやそういったマスコミが流しているだけじゃない正しい情報を十分に取って、それで自分で判断をして、それで接種を受ける受けない、あるいはどうもいつもそうなんですけれども、接種をするかしないかの2択のようになっていますけれども、私の感じでは、こういうふうには人類初のワクチンですので、するしない以外に様子を見ると、しばらく待つ、そういう判断もあり得ると。それが一番いいんじゃないかと思えますけれども、そういうことについて、できる限り私としては情報を発信したつもりです。

特に、今回、今始まっているワクチン接種については、小さな子どもにも行うということで、子どもを持つ親御さんたちが、私が言った三つの選択肢のうちからどれかを選ばざるを得ないという状況ですので、できる限りの私が集めた情報もこの場でお伝えしていきたいと、そういうふうを考えております。

まず、ワクチンの意義を考えると、ワクチンはなぜやるのか。最初は発症を予防するということで、7割から8割の人がワクチンを打てば集団免疫ができるだろうということで始めたわ

けですけれども、それがもう2年、3年とたちまして、ほとんど最初に言っていたことが果たされない、それだけのワクチンの効果を見せることができなかったと。

それから、2番目に、感染予防という観点からワクチンは必要だと。これについては、非常に言われてきたんですね。もしあなたが打たなければ、ほかの人に感染させてしまうぞと。だから打ちなさいと。それはもう自分のためだけでなく、周りの人に対してだと。こういう形でワクチン接種が進められたわけですが、これもどうも怪しくなっている。

最終的に今残っているのは、重症化は予防できる。推奨してきた日本の総理大臣も、4回目を打った途端にコロナにかかって発症した。だけど、重症化しなくてよかった。それだけのワクチンの意味があると。そういうふうに言われたわけですね。

それで、今言ったワクチンの意義について、一つ一つ今明らかになってきた情報をここで皆さんにお伝えしたいと。町の町民の皆さんに向けて。特に、小さなお子様を持たれているお父さん、お母さんに向けて、私はこれを言いたいというふうに考えています。

まず最初に、厚労省が発表した2022年の11月11日の分、今年の11月11日の分でですね。このワクチンを打った後、接種後に死亡した数が、この11月11日の時点で1,908人、重篤になった方が2万5,892人おられると。これは医師のほうからの報告があつて、ただし、それについては第83回の厚労省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会というところで、はっきりとした因果関係は判定不能だということで、公表はされていますけれども、ほとんど認められないと。

その第83回の厚労省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会においては、これは令和4年、今年の9月2日に行われたものですが、その時点では副反応疑いで死亡した方が1,835人、重篤な症状を持たれた方が7,287名という、これは厚労省からの発表です。

その中に、特に12歳から19歳の10代においては、令和2年、2020年の2月13日からコロナで死亡する人が少しずつ出てきたわけですが、今年の9月2日の検討部会までに、累積でコロナで死亡したという方が10代で12名おられます。この12名の中には、やはり前にも言いましたように、完全なコロナ死、コロナで死んだかどうか、例えば交通事故に遭って搬送中にPCR検査をやったら陽性だった、そういう人もコロナ死として含めていますので、かなり日本で出される情報の数というのは、どうもそのまま信用するわけにはいかないんですけれどもね。

10代でのワクチンの結果は、重篤者が502名出ています。10代の副反応が疑われて、それで死亡した人が10名。だから、この分科会の中で累積で12名の方が亡くなっていると。しかし、コロナの副反応も疑われる死亡者が10名おられると。

ワクチンというのは病気をしている人に対して打つものではなくて、健康な人に対して打つ

わけですから、普通の医薬品の何十倍も安全性が確保されなければ、はっきり言ってそのワクチンはやらないほうがいいだろうという結論になるんですが、日本ではなかなかそういうことになっておりません。

デンマークでは、*Man On Fire*という真実を伝えるというようなSNS上での記事を私は読ませていただきましたけれども、デンマークでは、18歳未満への接種は禁止だというのが今年の8月14日に出されております。その中に書かれていたのは、リスクがあまりにも高いと。したがって、医師の診断書を持つ人で希望する方には打っていいんじゃないかと。それ以外は禁止であるという決定がデンマークではなされております。

私が集めた資料の中で、アメリカのFDAという、これはフード・アンド・ドラッグ・アドミニストレーションという公的機関ですけれども、そこで若年層に対して、生後6月から23月まで、それから2歳から4歳まで、日本にはこの資料はございませんので、アメリカのFDAから取ったわけですが、そこでは、発症の予防効果は14.4%認められると。生後6月から23月までですね。それで、重症化予防については、これは評価なしと。わからないということですね。それから、2歳から4歳についての発症予防効果は36.2%あると。

ところが、重症化予防ということになると、重症化の数値を見ると、それを予防している有効性はどうかという計算をすると、FDAが出したものでは、マイナス94.1%という数字を出しています。これはインターネットを調べていただければ、すぐ出てくることなんですけれども、マイナス94.1%はどういうことかということ、打つとかかる、ほとんどそんな感じなわけですね。

ちょっとその有効性の検証については、計算方法が、打たなかった人の罹患率から打った人の罹患率を引いて、それを打たなかった人の罹患率で割るということで有効性が出てくるわけで、そこに引き算がありますから、打ってそれで罹患した人の数のほうが上回ってしまうとマイナスという数値が出てくるわけですね。こういうデータがちゃんとございますので、こういうことも頭に置いて、お父様、お母様については考えていただきたい。

それから、感染予防効果については、10月11日にEUの議会で、ファイザー社の担当者に向けて感染予防効果の実証実験はちゃんと行われたのかという質問が出され、ファイザー社のほうからは、もちろんそんなものはありませんと。つまり、感染予防効果はどうかと聞かれたら、それについての治験は一切ございませんと。そうすると、日本の場合、予防接種法というものがありまして、この第6条に、感染症の蔓延予防が必要であると都道府県知事が判断した場合には、臨時接種は対象者と期間を区切ってできると、こういうことになっているわけで、そうすると、前提が全く崩れているわけですね。

ほかにその有効性については、イスラエルから出されている有効性の判断については16.5%、アメリカでは26%。日本の感染研というところから出ている数値と大きく分か

れているわけですね。これもちっとSNSを調べていただければすぐ出てくる数値であると思います。

そこで、じゃあ坂城町として、坂城町の行政として一体どういうことができるのかということで、今回の一般質問を私が持ち出してきたわけです。このところを私は間違えてほしくないところ。一番大事な間違えてほしくない点は、もう既にかかなりの人がワクチンの副反応で死亡されて、ワクチン被害者の遺族会というのがもう既に出来上がってしまっていて、そこでの記者会見を私は見たんですが、遺族会の方が厚労省の職員に向かって、一体あなた方はちゃんと自分でそれを受けているのかと、接種をしているのか。厚労省全体で何%の職員が接種をしているのか。確かに、被害者で亡くなって、その方の遺族からすれば、それまでびんびんしていた自分の連れ合いの人がワクチンを打った途端に2日か3日で死んでしまったということになると、これはかなり感情的になるのはわかるんですよね。その怒りを厚労省の職員の方にぶつけたわけですが、私はこれを見ていて、かなり違和感があるんですよね。

厚労省にしろ、このワクチン接種事業の主体になる市区町村は、坂城町は1万5,020人分のワクチンの接種が確実にできるように体制を整えるということは絶対に必要なことなわけですよね。それは希望者がいるいないとか、そういうことに関係なく、接種の体制は絶対に整えなければいけない。それが壮大な空振りになることを恐れてはいけなと。だから、その体制を整えた人に対して、じゃあおまえはどうなんだというような形で責めるということは、大変、私としては違和感がある。体制はきちんと整えてもらわなきゃ困る。町もそうですよね。

それでは、町について、私が通告した内容は、もう欧米では何度も何度もやるという頻回接種、それについての危険性、ADEとか抗原原罪とか、いろいろな免疫が異常反応したり攪乱されたりという危険性があるということで、今はもう日本以外のところは接種を控えるという趨勢になっています。今ワクチン接種をしている世界1位は日本であります。それでも、皆さんもご承知のように、何度やっても感染は広がる。やればやるほど広がるという、そういう感じですよね。

したがって、ここで一旦立ち止まって考えるべきではないかということを基にして、質問の内容としては、1番、ワクチンの有効性、安全性、それから副反応、有害事象などの情報が十分にあった上で接種を受ける受けない、あるいは子どもに受けさせない、それからしばらく様子を見る、待つということですね。そういう判断がされるべきだと考えますが、その情報の周知方法を含めて、町はどのように考えているか。

2番として、接種受付の方法の見直しですね。一斉に接種券を配って、はい、いつ予約しますか、電話をかけたら、すぐいつ打ちますかで、もうそれで決まっちゃって、接種券を一斉に配るということはやめてはどうかという、これもほかの全国有志医師の会というところが、特に若年層には危険が多過ぎるということで、日本全国の市区町村に、全国の市区町村というと

1, 741あるわけですが、そこに全て中止と、それからワクチン接種の一律の送付はやらないでほしいという内容証明で送られているそうです。当町にも届いていると思いますけれども、そういった接種方法、受付のやり方の見直し。完全に申込制にするとかですね。それについてはどう考えているか。

それから、3番目の乳幼児を含めた若年層への接種は、特に小さなお子さんについては、身体がまだ未発達であると。特に脳の血管網がまだ未完成であるわけですので、10年後、20年後については全く判断材料がないという現状では、慎重な上にも慎重であるべきだと私は考えますが、町の見解は。

それから、ロとして、副反応が不幸にして起こった場合、町のフォローアップはどうなっているのか。

それから、ハとして、最後に人類史上初のメッセンジャーRNAワクチンでありますので、長期にわたる治験等は全くない状況ですので、接種を受ける受けない、あるいは待つ、そういった受けない権利、それが十分に尊重されているか。

特に学校の中で、部活動なんかで接種していなければ大会に出さないとか、あるいは遠征に連れていかないと、そういったような不利益がないか。そういうものに対しての十分な配慮はなされているのか。この点についてお伺いいたします。

町長（山村君） ただいま、栗田議員さんから、1番目の質問としまして、ワクチン副反応及び後遺症についてということでご質問がありました。私からは、イの接種方法とロの副反応についてのご質問にお答えしまして、ハの教育現場での対応につきましては、担当課長から答弁いたします。

今、るるお話がありましたが、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、予防接種法の臨時接種として位置づけられ、令和3年2月に国内で初めて新型コロナワクチンが薬事承認され、医療従事者等を対象として先行接種が開始されました。

町におきましても、令和3年5月から、重症化リスクが高いとされる65歳以上の高齢者から接種を開始し、順次対象を拡大しながら接種を実施してまいりました。

その後、接種対象年齢や接種回数のほか、使用するワクチンや接種期間など、様々な変更が国から示される中で、随時対応しながら接種を実施し、本年10月下旬からは、1、2回目の初回接種を完了している12歳以上の方を対象として、従来型のウイルスに比べ、現在流行している感染力の高いオミクロン株に対して効果が高いとされるオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を行っているところであります。

また、生後6か月から4歳までの乳幼児及び5歳から11歳までの小児へのワクチン接種の実施も国から示され、町においても実施をしているところであります。

ワクチンを接種しても、新型コロナウイルスの感染を完全に防げるというわけではありませ

んが、国によれば、新型コロナワクチン接種は、感染症の蔓延防止と重症化予防、さらにオミクロン株対応ワクチン接種につきましては、重症化予防はもとより、発症予防、感染予防の効果が期待されるとされているわけであります。

一方で、新型コロナワクチン接種の主な副反応につきましても国から示され、注射をした部位の痛み、頭痛、疲労、発熱等があるものの、現時点で重大な懸念は認められないとされているところであります。

ワクチンの情報につきましては、接種対象者の皆さんに対し、接種についてのご案内等とともにワクチンの説明書を同封し、情報提供をした上で、接種を受けるかどうかご判断をいただいているところであります。

続いて、接種受付方法の見直しを考えているかのご質問であります。接種の予約方法につきましては、1、2回目の初回接種の際に、コールセンターまたはインターネットによる予約としたところ、高齢者の皆さんが、ご自身で予約を取ることが大変であったとの声を多くいただいたことから、3回目の追加接種からは、高齢者の皆さんにつきましては、事前にワクチン接種の希望の有無及びワクチンの種類についての希望調査を行い、接種を希望すると回答をいただいた方につきましては、町で集団接種の日時及び希望されるワクチンを指定させていただく方式としたところであります。

これにより大きな混乱もなく、高齢者の皆さんへの接種がスムーズに実施できたこと、また、高齢者以外の方には、ワクチンに関する説明書等を送付した上で、ご自身の判断でコールセンターまたはインターネットにより予約をお取りいただけていることから、現在のところ予約方法についての変更は考えておりません。

次に、乳幼児等を含めた若年層への接種についての町の見解であります。国によりますと、ワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症の発症予防効果があるとされ、安全性においても現時点で重大な懸念は認められないとされておりますので、町におきましては、予防接種法の臨時接種に位置づけられた新型コロナワクチンの接種について、粛々と実施をしているところであります。

なお、16歳未満の方の接種につきましては、原則、保護者の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種が行われることはありません。

保護者に対しましては、ワクチンの説明書のほかワクチン接種についての厚労省のリーフレットも同封してお知らせをし、予防接種の効果と副反応のリスクの双方について情報提供をさせていただき、お子さんの接種の実施についてご判断をいただいた上で、接種をしていただいているところであります。

続きまして、ロの副反応につきましてお答えいたします。

ワクチン接種につきましては、新型コロナワクチンに限らず、極めてまれではあるものの、

健康被害が起こることがあり、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、国による救済制度が設けられております。

町におきましては、頭痛や発熱といった一般的に多く現れるとされている症状につきましては、報告を受けていないため把握しておりませんが、副反応の症状が重いなど、健康被害の相談をいただいた場合には、その対応に努めているところであります。

なお、健康被害の救済制度につきましては、国の制度であり、認定の可否につきましても国により審査が行われ、結果が町に通知されるということになりますが、町民の方からの申請につきましては、町が受付をし、医師等による健康被害調査委員会を開催して、提出された書類について不足等がないか審議をいただき、委員会の意見を付して県を通じ国に進達することとされております。

申請に際しましては、提出していただく書類が多く、申請される方には負担になることもあろうかと思いますが、健康被害が生じた場合には、保健センターにご相談いただければと考えているところであります。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、ハ、教育現場での対応についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省では、令和2年6月5日付で通知した新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインにおいて、持続的な学校運営の指針を示し、このガイドラインを基に、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について、学校の参考となるよう学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～を作成しており、感染状況や社会情勢の変化に応じた改訂を行ってきたところでございます。

各学校においては、この衛生管理マニュアルを基本とし、学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策や、感染が広がった場合における対応など、感染レベルや感染状況に応じた対応を行ってきたところでございます。

現在、町においては、生後6か月以上から新型コロナワクチンの接種を受けられることとなっており、対象年齢の幼児及び児童生徒は接種を受けることができるとされております。

衛生管理マニュアルでは、新型コロナワクチンと学校教育活動についての指針が示されており、ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定しないこと、さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や、接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受けることまたは受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることとしており、当町におきましても、機会あるごとに、児童生徒及び保護者等への説明をしてきたところでございます。

このように、ワクチン接種については、接種をする、しない双方の権利がありますことから、

町教育委員会や各学校においても、児童生徒のワクチン接種の有無について、確認は行っておりません。

また、学校の部活動等や大会等の出場に際して、ワクチン接種を受けることといった取り決めもないことから、不利益につながることはないと考えているところでございます。

今後につきましても、衛生管理マニュアルを基に保護者への理解を得る中で、児童生徒がワクチン接種の有無によって学校教育活動に不利益や差別、いじめなどが生じないように、指導や周知の徹底に努めてまいります。

8 番（栗田君） 私は、この一般質問に向けて、町内の方でこういうタイプの副反応で悩んでおるという方、10名までは行かないかな、七、八名の方と直接お会いして、話を聞いたり状況を聞いたりした方が、そのくらいの数おります。

足が麻痺したり、あるいは非常にこぶがでちゃって立って歩けないとか、車の運転がもう不可能になってしまったとか、それから胸が非常に痛くなって、これは心臓の血管の問題だと思うんですけども、寝られない。それで、腕を片腕ですけれどもつつちゃって、つって職場に出ていくんですけども、左手はもう使えないという方ともお会いしました。

それから、こうやってしまうと、すぐ誰だかわかっちゃうんですけども、東京から来ているお医者さんで、この方も2回目接種の2週間後に右半身麻痺になって、それで入院を4日間したと。これもワクチンの副反応の典型的なものなんですけれども、いわゆる血腫、血の腫瘍の腫ですけれども、これは簡単な言葉でいうと内出血のようなものですね。難しい病名で言うと頸椎硬膜外血腫という形で、右半身麻痺というようなことで入院しました。その方とは直接会うことはできなかったのですが、電話で詳しく。お医者さんですので、非常に話もよくわかりになっていて、ただし、ワクチンとの因果関係はもちろんわかりません。ただ、そうなった時期とかが大変近いものですから、当然、その因果関係は疑われるということですよ。

それで、今はほとんどもう申込制でやっているというようなことなので、それは大変いいことだと思うんですが、こういうふうに町の中でも実際に何名かの方がワクチンの副反応の後遺症として大変苦しい思いをしていると。そういうことについて、町でワクチンの健康被害に対しての支援金のような制度をつくることはできないだろうか。これは私のほうの提案であります。

現に、大阪府のある市では、これがもうつくられていまして、一定の条件で健康被害に対しての支援金をその市が払うと、そういう制度ももはや出来上がっております。そういうことも坂城町のほうで考えてみてはどうかということをここで提案したいと思います。

それでは、次に、ゴミの収集問題について。

これもずっと何度も取り上げてきた問題ですけれども、高齢化に伴って、ごみを出すことが非常に困難な人が増加していると。それに対しての対策、その対策の一つとしては個別収集と

ということもあるんでしょうけれども、そういったようなことについて、町はどのように考えているか。

それから、2番目としては、資源物の収集で、今立会いが行われているわけですが、大変寒い中、朝早く立っておられるのも大変なことだと思いますので、それについては見直しについてどう考えているか。また、資源物の収集方法として、ステーション化して、そこにみんなが常時出せるような、常時でなくても、その鍵か何かを開けるのが週何回かあって、それで何時間開けますというような、そういったタイプの施策ですね。今後の施策としてそういったものをどう考えているか、これについて質問いたします。

住民環境課長（竹内君） イのゴミの収集方法についてのご質問にお答えいたします。

初めに、高齢化に伴う搬出困難者増加に対する個別収集等はどのように考えるかのご質問でございますが、当町の高齢化率は、令和4年4月1日現在、36.1%と、国の平均を上回っている状況であります。

今後も、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれ、ゴミを収集所に持ち込むことが困難であると感じる方の増加が予想されるところでございます。

このような中、家庭からのゴミを収集所に排出することなく、自宅まで回収に何う個別収集は、玄関先にごみを出し、業者が回収してまいりますので、ごみ出しが困難な高齢者で構成される世帯などにとって、利便性は向上するものと考えております。

環境省においては、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築に向けた検討作業を進め、戸別収集など高齢化社会に対応したごみ収集・運搬システム等についての調査や分析、モデル事業などを行い、令和2年度に、自治体の規模、地理条件、高齢化率等に応じて参考とすべき事例を含めた「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」を作成したところであります。

今後、高齢者のごみ出し支援についてはニーズが増すと予想されるものの、個別収集につきましては、対象世帯や収集体制など検討すべき課題が多いことから、環境省のガイドラインや、既に取り組んでいる他市町村の先進事例等を参考にすることで研究してまいりたいと考えております。

なお、ごみ出しが困難な高齢者の方は、ごみ出し以外にも生活上の困難を抱えている場合が多いことから、当町においては、介護保険サービスの訪問介護や社会福祉協議会の社協たすけあいサービスなどを利用し、現在15名の方が買物代行などの生活上の支援に併せてごみ出しのサービスを利用され、適切に排出していただいております。

町といたしましては、訪問介護等のサービスによってごみ出しをされている方が、引き続き、適正な排出ができるよう環境整備等の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、資源物収集所での立会いの見直しの考えについてでございますが、廃棄物処理をめぐっ

ては、適正な処理と良好な環境を維持し、限りある資源を繰り返し使用して環境への負荷を低減する循環型社会形成の重要性が、エネルギーに対する関心が高まる昨今、さらに強く認識されるようになっております。

プラスチック製容器包装など資源物の分別収集にあたっては、「容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。」など、再商品化分別適合基準に基づき、適切に収集することが求められているところであります。

町では、資源物の分別を推進するため、葛尾組合を構成する千曲市とともに、各家庭から排出、回収する段階で立会いをお願いし、適正に分別排出をしていただいております。

市町村ごと収集方法の相違はありますが、坂城町や千曲市が採用している立会いにつきましては、容器包装リサイクル法で定める、消費者は排出の抑制と適正な分別排出、再商品化の促進に協力する方法の一つとしてお願いしているところであります。

ご協力いただいている立会いによりまして、おかげさまで、回収したプラスチック製容器包装は、再商品化に支障なく、品質の良い評価となっており、この場をお借りして御礼を申し上げますとともに、引き続き、町民の皆様のご理解とご協力の下、適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

また、資源物収集ステーション化につきましては、時間帯や曜日に限定されることが少なくなり、町民の皆さんの利便性は向上すると考えられるところであります。

しかし、一方で、資源物が回収されるまでの間、地区の皆さんに管理等の対応をしていただくことが原則となりますので、今まで以上に地区の皆さんのご負担が増えてしまう可能性があることや、管理の面からも課題があると考えております。

町といたしましては、資源物収集機会の拡充が図れるという面はあるものの、多くの課題が懸念されることから、現在のところ、月に2回実施しているサンデーリサイクルや、役場南駐車場に設置している紙類のリサイクルボックスを有効にご活用いただきたいと考えております。

8番（栗田君） 今の高齢化に伴って、ごみを出すことが困難になっている方というのは、確かに様々な場面で、買物とかあるいは生活する上で困難のある方でしょうから、そういう方たちに対しては、社協といいますか、そういうところでやっておられると。それと同時に、ごみ出しもしているということであります。

あと、立会いの問題については、確かにそれによってきれいなプラスチックが集まるということで、それはそれでよろしいんですけれども、もうこれだけやった場合、そろそろ住民相互の信頼に任せて、立会いというものは、最初のそれを入れるところを組み立てて、そのまま監視するというようなスタイルではなくて、皆さん、出す人を信頼してやっていけばいいと思います。

そこについてもう一度お伺いしますが、そのようには考えられないでしょうか。誰かが監視

していきやいけないと。それはやめて、皆さんが出す住民の方を信頼して、もう立会いという形は取らなくてもいいんじゃないかと。そのようにはお考えになっていないのでしょうか。お伺いします。

住民環境課長（竹内君） ただいまの再質問にお答えを申し上げます。

もう一度、そういった住民の皆さんを信頼する中でということでございますけれども、もちろん、もう町におきましては分別収集がだいぶ定着しておりますので、もう住民の皆様、それから地区の皆様は、立会いなくして良質なプラスチック製容器包装が排出できるものとは考えておりますが、ただ、やはりステーション化となりますと、そのステーションの場所に容器包装などを排出するためのネットの設置ですとか、収集が終わった後、そのネットをまた保管庫などに回収していただく、そういったお手間をかけるということもございますし、また、併せて収集所を設置している、ごみが出ている間、風ですとか、そういったものでごみが飛び散ってしまうですとか、そういった管理面での課題がまだまだ残っているということですので、そういった課題についても、総合的に判断する中で検討してまいりたいと考えております。

8 番（栗田君） 今日はコロナ禍についてのワクチン接種について、3 回目の一般質問をいたしました。それと、最後はいつも扱っているごみ問題に対して、町はこれからどのような体制でやっていくのか。ごみの問題というのは、自治体にとっては大変重要な事業であって、非常に大変なことだと思います。それについて、今後様々に検討していただいて、住民の皆さんの一番いいごみの出し方、そしてその利便性を考えていく、これが大事だと思います。

それでは、今日扱いました3 回目のワクチンの問題ですけれども、私はワクチンの問題というのは、ワクチンだけの問題じゃなくて、基本的に人間あるいは生物がみんな持っている免疫、当然持っている免疫の問題だというふうに考えています。免疫というのは、自分の体内に自分以外のものが入ってきたら、それを排除するというシステムですよ。

ただ、免疫のシステムというのが、異物が入ってきたから、すぐそれを排除するというようなそんな単純なものじゃなくて、もっともっと非常に複雑な形で成り立ってしまっていて、それを攪乱した場合、それが一部壊れたような場合には、自分ではないもの、異物を攻撃することが実は自分の細胞に向けられる。そういうことはしょっちゅう起こっていることなわけですね。それが自己免疫疾患と呼ばれる膠原病、リウマチ、もういろいろな様々なものがあります。そういうところに、今回のようなウイルスの遺伝子を正常な普通の人の体に接種して、その遺伝子によって正常な人の細胞がたんぱくをつくり出すその機能を乗っ取って、ウイルスのスパイクをつくらせるわけですよ。それに対して体の中に抗体ができて、それを攻撃するという、そういう機序になっているわけですが、これは本当に先ほども言いましたように、史上初のものでございますので、10 年後、20 年後どうなるかわからないということで、十分に接種される方はそのところを留意して、先ほども言いましたように、打つ打たない以外

に待つという選択肢もあるということをお伝えしたいと思います。

最後には、先ほど言いましたワクチンの健康被害の支援金を、ぜひ検討なさってくださいるようにお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（休憩 午前１１時３１分～再開 午後 １時００分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

４番 柰津明子さんの質問を許します。

４番（柰津さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

１．発達障害児への支援について

発達障害者支援法において、発達障がい、自閉症スペクトラム症（ＡＳＤ）、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。

発達障害者支援法が制定されるまで、発達障がい、身体、知的及び精神の各障害者制度の谷間に置かれ、必要な支援が行き届かない状態となっていました。しかし、２００５年、発達障害者支援法の施行により、早期発見、発達支援、学校教育における支援、就労の支援、発達障がい者支援センターの設置などが全国的に進み、２０１６年には一部改正もありました。

１１月１８日付の地元新聞によりますと、県内の公立小中高校で、本年発達障がいと判断された児童生徒は、小中学校で９，７８６人、高校が１，７５５人。症状別では、自閉症スペクトラム障がい（ＡＳＤ）が小中学校４，７６５人、高校５８９人、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）が小学校１，５０８人、高校３６０人、学習障がい（ＬＤ）が小中学校３５９人、高校が９９人で、発達障がいと判断された児童生徒は、最多を更新したとありました。

そこで、イ．現状について。

現在、日本の出生率が低下しており、子どもの人数は減少傾向にあるにもかかわらず、通級に通う児童生徒数がこれだけ増えているのは、驚きの数字です。そこで、１点お伺いいたします。発達障がいと判定される子どもたちが全国的に増加している要因をどう考えているのでしょうか。

次に、ロ．乳幼児期・保育園、幼稚園での対応について。

発達障がい、脳の不具合から生じられるとされており、完全に治療できるものではなく、療育によって子どもの特性に合った発達支援を行うことが必要とされています。療育の中でも、乳幼児から小学校の低学年ぐらいまでに行う療育を早期療育といい、最近では特にゼロ歳児から小学校入学前の乳幼児期から早期療育を受けることで、その後の成長や自立にもつながりやす

いと、発達障害学の分野では言われています。乳幼児期から早期療育の最大のメリットは、子どもの脳は乳幼児期から小学校低学年ぐらいまでが最も成長し、その時期に合わせて子どもの特性に応じた支援ができるということです。

そこで、2点お伺いします。

1点目として、乳幼児期での早期発見、支援の現状はどのように行われているのでしょうか。

2点目として、保育園・幼稚園での発見、支援はどのように行われているのでしょうか。

次に、ハ、保育園・幼稚園等と学校の連携、引継ぎについて。

発達障がいのある方への支援は、乳幼児期から学齢期、成人期までの各ライフステージに応じて適切に実施されることと併せて、その支援がライフステージに通じて途切れることなく、一貫して行われることが必要です。

ライフステージの境目ごとに、支援機関や本人、家族の持っていた生育歴や支援内容などの情報が、次のライフステージに適切に引き継がれなかったり、同一のライフステージであっても、支援機関間での情報共有が図られず、その結果、本人にとって一貫した適切な支援が行われにくいという課題があります。また、本人や家族にとって、支援者が変わるたびに生育歴や支援の状況などを一から説明することについて、精神的負担が大きいといった指摘もされています。

発達障がいのある方については、その特性上、環境の変化に影響を受けやすいことから、支援者においては、支援に関わる合理的配慮の実践に加え、ライフステージが移った場合であっても、基本的な支援の構造は変わらないようにするために、引継ぎ等における配慮がより一層求められています。

そこで、1点お伺いいたします。小学校入学時、各園と小学校の連携、引継ぎはどのように行っているのでしょうか。

次に、ニ、人員の充実を。

全国的に見ましても、保育園、学校における介助員の数は、年々増加の一途をたどっています。発達の遅れや障がいが発見されると、療育支援につなげていくこととなります。今までの療育は、身体障がいを有する子どもの機能訓練がメインとされていましたが、昨今は発達の遅れや発達障がいのある子どもに対し、その子どもの特性に合った支援計画を実施することにより、子どもの発達と自立をサポートしていく取組に変わってきています。今後、より複雑化した問題も増えていくことが予想される中、ソフト、ハードの両面から利便性を向上させるために、キーとなるのは、子育て支援センターとその先生方だと思います。

そこで、1点ご提案します。子育て支援センターの人員を増やしたらどうでしょうか、ご見解をお尋ねいたします。

教育長（清水君） 1. 発達障害児への支援について、順次お答えいたします。

初めに、発達障がいに関しましては、議員さんの質問にもございましたが、平成16年に公布された発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されており、発達障がいを早期に発見し支援を行うことが、発達障がい者が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるとされているところでございます。

また、市町村におきましては、発達障がいの早期発見及び支援に必要な措置を講じるものとされ、小学校・中学校においては、障がいのある子もない子も、その子の特性に合わせた一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級と通級による指導教室、小集団の中で学習し指導・支援を行う特別支援学級といった多様な学びの場を整備してまいりました。

さて、県教育委員会において、令和4年8月末を基準日とした県内公立小学校、中学校、高校における発達障がいに関する実態調査が実施され、先月、その結果が公表されました。この調査は、調査用紙を各学校に配布し、医師の診断や臨床心理士、児童相談所等の専門機関の判定を受けている児童生徒の人数を調査したものであり、前年度と比較し小学校・中学校とも増え、前年度9,432人、全体の6.12%に対し、9,786人で全体の6.46%となり、354人、0.34ポイントの増加となっております。

ご質問の発達障がいと判定される子どもが全国的に増加している要因としては、冒頭申し上げました社会的背景による発達障がいについての認知の広がりが増加の要因と考えられるところであります。

続きまして、ロ．乳幼児期・保育園、幼稚園等での対応についてであります。初めに、乳幼児期においては、生後2か月での家庭への新生児訪問に始まり、4か月児健康診査、7か月児健康相談など、3歳児健康診査まで保健センターでの医師・保健師等による定期的な健診を行い、発達に不安を感じる場合は、心理士による個別相談や、親子はぐはぐ教室に参加いただき、集団の中での遊びを通して発達を促すほか、言語聴覚士・作業療法士などの専門家からのアドバイスなど、保護者の方に寄り添いながら支援を行っております。

保育園においては、クラス担任保育士のほか、必要に応じて加配保育士を配置するとともに、町内保育園及び幼稚園を家庭児童相談員が定期的に巡回し、保護者の相談や園児の様子を見て、保育士へ助言を行うなどの対応を図っているところであり、また、町独自の施策として、町内在住の5歳児全てと保護者を対象に、すくすく相談を実施しております。

子どもの運動遊び・リズム遊び等の様子から、心理士等が保護者と発達相談を行い、必要に応じて、心理士と保護者・クラス担任保育士と一緒に、家庭や園における長期・短期目標の設定や目標達成への具体的な手だてを決めたすくすく応援カードを作成することで、子どもに対

し保護者と園が一体となった支援を行っているところでございます。

6歳児では、各保育園・幼稚園において、数人程度のグループでリズム遊びや運動遊びを行い、5歳児でのすくすく相談以降の発達のフォローを行い、併せて、就学に向け、子どもの特性に応じた適切な学びの場を検討する、町の教育支援委員会へつなげているところであります。

続きまして、ハ、保育園・幼稚園等と学校の連携、引継ぎについてであります。小学校の入学前に、必要に応じ保護者同席の下、保育園等や小学校の関係者が集まり、子どもへの配慮や支援などの情報が引き継がれ、小学校においては、その情報を基に、その子どもにとっての適切な校内環境や発達支援を検討し、円滑な移行を進めております。

また、不安を抱える子どもさんや保護者の方に、事前に学校内を見学いただいたり、実際に授業を体験いただくなどすることにより小学校を知っていただき、安心して入学式を迎えられるよう支援を行っているところであります。

次に、ニ、子育て支援センターの人員の充実をとのご質問であります。町では、子育て家庭への支援と子育て支援施策の推進を図ることを目的に、子育て支援センターを設置しており、公認心理士、家庭児童相談員、保育士が常駐し、子育てに関する不安や悩みの相談に応じるほか、子育てや育児に関する様々な情報提供など、子育て家庭に寄り添った支援を行っており、今年度からは家庭児童相談員を常勤とし、支援体制の拡充を図ったところであります。

また、支援にあたっては、町の教育コーディネーターや教育心理カウンセラーと連携しながら、保健センター、保育園、学校等のほか、児童相談所や社会福祉協議会などとも情報を共有する中で取り組んでおります。

子育て支援センターにつきましては、現在の体制を引き続き維持するとともに、様々な支援機関と連携を密にし、一体となって子どもの健やかな成長に寄与してまいりたいと考えているところでございます。

冒頭の県教育委員会による発達障がいに関する実態調査の町内の小学校・中学校の状況につきましては、発達障がい児の全体の児童生徒数に占める割合は前年度から増加し、9.51%と県全体より3.05ポイント高い数値となりました。

これは、当町における乳幼児期からの発達相談や5歳児・6歳児でのすくすく相談、すくすくランドの中で、心理士等による子どもたちの発達の見守りや支援等を行うことなどを通して、早い時期から発達障がいについての理解が得られ、小学校へもスムーズな移行がなされていることにより、割合が高くなっているものと考えております。

今後におきましても、子どもの成長に応じて関わる保健センター、子育て支援センター、保育園、学校などが連携し、福祉及び医療等とも情報共有を図る中で、発達障がいの早期発見と切れ目のない支援を続けてまいりたいと考えているところでございます。

4番（柗津さん） ご答弁いただきました。発達支援の施策において重要なことは、早期発見、

早期支援等、途切れることがない支援であり、乳幼児期からの各セクションにおける連携の在り方が重要だと思います。

また、早期発見、早期療養、早期支援に向けた人的支援、財政支援も必要であり、子どもと関わる各分野での専門的研修も必要です。「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、さらなる施策の充実を求めます。

次に、２．人口減少を食い止めるために。

イ．魅力ある定住施策を

「坂城町は、長野県の東信地域と北信地域の結節点に位置し、町の中央には千曲川が流れ、周囲には１０００メートル級の山々に囲まれた自然豊かな町です。町の主要産業は工業であり、機械・金属加工業を中心に多種多様な技術を持つ約２５０社の企業が集積しています。独自の創意工夫と先進的技術の開発により、常に時代の先端を歩んできたことから「ものづくりのまち」と呼ばれています。」と、「おしごとながの」という長野で働きたい人と企業のための情報サイトに当町が紹介されています。

近年、職住近接が注目され始めています。職住近接とは、自宅と会社の距離が近いことを指す言葉です。国土交通省が推奨していることもあり、導入する企業が増えてきているようです。職住近接には、企業側は交通費の支給が抑えられる、採用時のアピール素材、離職率の低下、危機管理の対応の早さといったメリットがあり、また従業員側にも勤務時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの維持といった点がメリットであると言われています。

私は、時代の先端を行くものづくりの町坂城に、町外から働きに来ている方に坂城町に住んでいただくことが、人口減少を鈍化させるキーになるのではないかと考えています。定住を増やさなければ人口は増えません。そして、人口が増えなければ商業の発展もありません。定住を増やすには、まず宅地となる土地の確保が必要です。

そこで、５点伺いたいします。

１点目として、坂城町の昼間人口と夜間人口は、どのようになっているのでしょうか。

２点目として、テクノハート協同組合で実施した令和３年度居住状況調査の結果はどうなっているのでしょうか。

３点目として、町外から勤務している方の定住につなげる施策は、どのようなものがあるのでしょうか。

４点目として、住宅地の確保について、どのようにお考えでしょうか。

５点目として、荒廃化してきている農地の土地整理を進め、宅地や事業用地を増やしたらどうでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから、２番目の質問としまして、人口減少を食い止めるためにということで質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず初めに、昼間の昼間人口と夜間人口についてお答えします。夜間人口は、町内に居住する、いわゆる通常の人口を指すものであるのに対して、昼間人口は、夜間人口に町外から町内に通勤・通学してくる流入人口を加え、逆に町外へ通勤、通学する流出人口を差し引いた統計上の指標であります。

最新の令和２年国勢調査の結果によりますと、夜間人口、いわゆる総人口は１万４、００４人で、これに流入人口の４、６７４人を加え、流出人口の３、６４９人を差し引いた昼間人口は１万５、０２９人となり、昼間人口が夜間人口を１、０２５人上回っている状況であります。

また、前回、平成２７年の国勢調査の結果では、夜間人口は１万４、８７１人で、流入人口が４、６３０人、流出人口が３、８５９人であり、昼間人口は１万５、６４２人となり、昼間人口が夜間人口を７７１人上回っておりました。

最近５回の国勢調査では、全て昼間人口が夜間人口を上回る結果となっており、当町の特性として、機械・金属加工業を中心に多種多様な製造業が集積し、雇用の場が多いことから、流入人口が流出人口を上回り、夜間人口より昼間人口が多くなる傾向があるものと考えるところであります。

次に、テクノハート坂城協同組合が実施しました令和３年度居住状況調査の結果についてお答えいたします。本調査は、町内企業の人材確保の機会を設けるとともに、就職を契機とした町内への移住・定住を促進するため、従業員の居住状況や人材確保に関する企業の意向等を把握・分析するもので、町がテクノハート坂城協同組合へ委託して実施しているものであります。

令和３年度の調査では、６０社から回答があり、町内で働く約５千人のデータが寄せられました。従業員の居住地ごとの割合につきましては、町内在住者が２２％、上田市が２９％、千曲市が２４％、長野市が１１％、その他が１４％であり、７８％の方が町外に居住しているという状況でありました。

さらに、本調査に回答された６０社のうち、従業員１０人以上の３７社に追加調査を実施したところ、回答があった３５社のうち約９割の企業から、非常時の召集や、通勤時間短縮による従業員の負担軽減、通勤費削減等の理由により、従業員の居住地は町内や近隣市町村など、事業所から一定の範囲内が望ましいとの回答がありました。

また、企業従業員向け集合住宅があった場合の利用については、約６割の企業が社で借り上げて利用したいや、従業員へのあっせんまたは情報提供を行いたいと回答しているところであり、必要ない、わからないを大きく上回りました。

そのほか、町内の空家を企業従業員向け住宅として利用できる仕組みができた場合については、約６割の企業が社で借り上げて利用したいや、従業員へのあっせんまたは情報提供を行いたいと回答しているところであります。こちら、必要ない、わからないを上回る結果となり

ました。

これらの調査結果を見ますと、町内企業に勤める従業員は町外在住者が多く、企業従業員向け集合住宅や空家を利用した住居の確保が可能となった場合には、一定の需要があることが確認できたところであります。

次に、町外から勤務している方の定住につなげる施策はについてお答えします。人口に関する近年の全国的な傾向としまして、高齢者人口の増加による年金や医療、介護等の社会保障費が著しく増大している一方、生産の担い手であり、社会の支え手となる若い世代の人口が減少し続けており、これまで築いてきた質の高い社会をどのように持続していくかが課題となっております。

また、人口減少による年齢構成の不均衡が進むことで、就業者や消費者の減少、民間サービスの縮小、コミュニティ組織の機能低下、税収の減少などにつながることを懸念され、さらなる人口減少を助長する可能性があります。

そこで、町では、平成27年度に「人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年において人口1万2千人の維持を目指す」とした人口ビジョンを定めるとともに、ビジョンの達成に向け、基本目標や施策、重点プロジェクトを定めた「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和3年度からは、第2期総合戦略として取組を進めてきたところであります。

総合戦略では、就業機会の拡大や多様な産業の創出とともに、町の魅力を町内外に発信することによる町への愛着の醸成や、医療・福祉、子育て、商業など、暮らしの質や住みやすさの向上を図り、人口の流出抑制と流入促進、出生者数の増加を促していくこととしており、町外から勤務している方の定住に向けた施策につきましても同様に、行政の様々な分野で複合的に取り組むものとしております。

また、定住に向けての直接的なアプローチとして、平成28年度からは、空き家バンクに登録された物件に係る補助制度を、29年度からは、自らが移住・定住する目的で町内でマイホームを新築する方などに対する移住定住促進補助金を、30年度からは、結婚に伴う住宅の取得やリフォーム、引っ越し費用等を支援する結婚新生活支援事業を実施するなど、新たな事業展開も行っているところであります。

こうした事業につきましても、町外から勤務されている方に限らず、町内企業への就業に伴い、町外から町内の賃貸住宅等に住居を移し居住されている方、今後の定住を見据えて町内に居を構える方など、幅広く対象としているところで、特に町内への新たなマイホーム新築・取得状況がわかる移住定住促進補助金について、今年度は11月末現在35件の交付決定のうち、県内他市町村に住所のある方の申請が12件、町内の賃貸住宅等に住所のある方の申請が5件となっており、町外から勤務している方への定住にもつながったものと考えております。

次に、住宅地の確保についてどう考えるかと、荒廃化している用地の土地整理を進め、宅地や事業用地を増やしたらどうかということですが、町の国土利用計画坂城町計画におきましては、人口減少、高齢化の進展による、低あるいは未利用地や空家などの増加を課題として捉え、土地の有効利用の促進といたしまして、低・未利用地と空家などを含む既存住宅ストックなどの有効利用を図り、住宅地、産業用地の確保を図るものとしております。

このような中で、農業委員会では、毎年町内の全農地を対象として農地利用状況調査を行い、農地の状況を確認しており、調査の結果、新たに発生した遊休農地については、所有者に対し今後の農地利用に関する意向調査を行い、荒廃化してしまう前に地域の担い手等へ貸し出すなど、農地の維持・確保に努めているところでありますが、農業従事者の高齢化や後継者・担い手が不足している状況において、営農継続が厳しい農地につきましては、新たな土地利用に向けた検討も必要であると考えております。

今後、幹線道路の整備が進み、交通環境も大きく変化していく中で、国土利用計画坂城町計画に基づき、町土の有効活用を優先しつつ優良な住宅地の確保を図るとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づける施策や重点プロジェクトを推進することで、暮らしやすい住環境の形成を進めてまいりたいと考えているところであります。

4 番（柁津さん） ご答弁いただきました。町長の招集挨拶にもありましたが、国道 18 号バイパス整備、インター線先線と国道 18 号バイパスが接続することによる坂城インターチェンジへのアクセスの向上、交通混雑の緩和や産業等が活性化するなど、便利なまちづくりが着々と進んでいます。あとは、次世代を担う若者に対し、住みやすい住宅環境の整備や子育て支援、教育の充実など、将来を見据えた町の基礎体力の確立と安定した持続可能なまちづくりを行うことにより、安心して安全に暮らせ、地域経済が活性化した活力が満ちあふれる町になることでしょう。

10 年後、20 年後、坂城町をどんな町にするのか、地域の理想的姿を描くバック・キャスティング・アプローチが大切です。未来の理想的姿、ゴールを描き、その実現に向けて、やるべきことを大胆に考え、千曲市と上田市の通過点ではなく、しっかりとしたハブとなるようなまちづくりの施策の充実を求めます。

以上で、私の一般質問は終わります。

議長（小宮山君） ここで 10 分間休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 34 分～再開 午後 1 時 44 分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、2 番 大森茂彦君の質問を許します。

2 番（大森君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回は盛りだくさんの内容であります。簡明にお答えいただくことをお願いいたします。

今議会は、この4年間の最後の大事な一般質問です。そして、これまで取り上げてきた内容について、残された課題について再確認する、そういう意味で盛りだくさんになっています。

1. 学校給食の無償化に向けて

イ. 学校給食の無償化に向けて

昨日、同僚議員の質問に詳細の答弁がありました。ダブることになりますが、通告していますので、質問いたします。学校給食法で費用分担が示されています。前回私の質問に対し、施設整備や人件費は設置者、町が、そして、食材については保護者負担との答弁をいただいております。10月7日、小池 晃参議院議員が国会の代表質問で、学校給食法は自治体判断の全額補助を否定していないと岸田首相が認めています。費用の分担割合を、町と保護者との割合を10対ゼロでもいいという内容でもあります。

再度完全無償化を求めてまいります、町の考えはどうか、お尋ねいたします。

昨日の同僚議員が県内の実施自治体を紹介していました。私は、全国的な実施市町村について述べたいと思います。この10月、県庁所在地である、そしてまた中核市である青森市が無償化の実施に踏み出しました。全国では、しんぶん赤旗の調査によると、全国で完全無償化を実施しているのが256自治体あります。うち32の市が無償化を実施しています。

また、最近、首長選挙が行われました塩尻市、9月執行の塩尻市の市長選挙、10月に行われた飯山の市長選挙、11月に行われました信濃町町長選挙、この三つの選挙戦では、立候補したどちらの候補者も、給食の無償化を掲げて選挙戦を戦っています。これは人口減少対策もあるかもしれませんが、若い子育て世代の支援や貧困対策などがあると思います。

何よりも、学校給食の無償化は、食育として国語や算数などの教育の一環としての科目としていくことであります。憲法で言う「義務教育は、これを無償とする」を本来、国が実践することは言うまでもありません。町民の生活と福祉を守ることは、地方自治体の最大の役割であります。その点で、給食の無償化をぜひ進めていただきたいと思います。

前回の質問での答弁では、給食の無償化を実施している自治体は人口減少対策との答弁、また、食育は学校教育の一環であるということも確認しています。このことについて、再度確認したいと思います。この点について答弁を求めて、1回目の質問といたします。

教育文化課長（長崎さん） 1. 学校給食の無償化に向けてのご質問にお答えいたします。

学校給食は、学校給食法に基づいて実施されており、毎日を健康で生き生きと生活できるようにするために、食事、運動、休養の調和の取れた生活習慣が必要であることを伝えることができる生きた教材であると考えております。

特に、心身ともに成長期にある児童生徒に対しましては、栄養バランスの取れた食事をきちんと取ることが健康な生活を送る上で基本となりますので、給食を通じて望ましい食習慣と食に関する正しい知識を学ぶことや、日々の給食の時間には、準備から食事、片付けという活動

により実践力を身につけるなど、大切な役割を果たしていると捉えております。

また、学校給食に地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供したりすることにより、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど、高い教育効果が期待できると考えているところでございます。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条に、学校給食の実施に必要な施設、設備に係る経費や給食の運営に要する経費は設置者が負担することとされております。また、第2項に、経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとされており、町では、学校給食に係る食材費を保護者負担として、それ以外を町負担としているところでございます。

町では、安心・安全な食材を用いてバランスの取れた多様な献立になるよう給食を提供するために必要な食材費といたしまして、平成26年度から給食費1食当たり小学生280円、中学生は325円を負担いただいております。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響や円安、ロシアのウクライナ侵攻に伴う物価高騰などにより、輸送料や食材等が高騰していることから、給食費の改定なども研究してまいりましたが、コロナ禍の影響などによる厳しい経済状況が続いていることを考慮し、今年度につきましては、給食費を改定するのではなく、給食費の値上げ相当分を町が負担し、保護者の皆様には昨年までと同額のご負担とし、保護者の負担軽減を図ったところでございます。

また、今年度途中から、新型コロナウイルス感染拡大等で影響を受けた地域経済や住民生活への支援に活用できる地方創生臨時交付金により、給食の食材の高騰分に対して活用が可能となり、今年度の児童生徒の給食費の値上げ相当分に対する財源とすることができるようになりました。

県内では、給食費の無償化を実施している自治体もございますが、子育て支援や人口減少対策などの政策として行っているとお聞きしております。今年度は19町村が完全無償化を、2町村が年度途中から無償化を実施しており、来年度も無償化を行う自治体は、今のところ13町村とお聞きしているところでございます。

8町村におきましては、今年度は地方創生臨時交付金を活用して給食費を無償化としましたが、来年度は財源として見込んでいる交付金を活用できない場合は、その財源の確保が大きな課題であるため、給食費の無償化から一部補助への変更や、給食費の全額徴収に戻すことも検討されているとお聞きしております。

町では、保護者負担による給食費を基本と考えておりますが、一方において保護者負担の軽減として、平成26年度から給食費を改定せず据置きとし、また、29年度から口座引き落としの手数料を町負担といたしました。

また、経済的な理由によって、給食費の納入が難しいご家庭には、学校教育法第19条にあ

る就学援助の制度も活用し、対象となるご家庭には、給食費の実費分や、給食費以外にも学用品、修学旅行費を支援し、学校生活が経済的理由で妨げられることのないよう努めているところでございます。

町でも、給食費の無償化をということでございますが、町といたしましては、一律に全児童生徒の給食費を無償化するのではなく、支援の必要なご家庭に対しましては、現行の就学援助の制度により、支援を続けていきたいと考えております。

経済情勢など先行きが不透明な状況の中、給食に使用する食材も高騰しておりますので、保護者負担が増えないよう給食費について様々な研究をするとともに、献立や食材につきましても創意工夫しながら、小中学生の成長期という大切な時期に、栄養バランスの取れた安全・安心な給食が提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） 課長よりご答弁をいただきました。町長にお答え願いたいんですが、給食費の無償化についてですけれども、小学生、中学生それぞれ1人ずつ通っていれば、2人合わせて12万円ほど年間に出ます。子どもが3人いたらどうなるか、もう18万ぐらい行ってしまう。年間これだけの負担になるわけです。こういう一般家庭でこれだけの負担、給料など上がらない状況の中でこういう状況、非常に厳しい生活環境になるというふうに思います。

それと、よそで実施しているのは、移住・定住による人口増等の目的だけと言うんですが、では、坂城町は人口増になっているんですか。それとも平行線で、このままの状態で行って、先ほどの同僚議員の質問の中でも、減少していくということを、そもそも対策として持っているではありませんか。

そして、この坂城町に昼間の人口が多いということも答弁がありました。坂城町と同じものづくりの町である御代田町では、人口増になっております。これは当然一般的に移住・定住の施策も設けながら、総合的にしながら、給食費無料化でこれだけの人口増になっている。そして、県下で7番目の財政力指数があるこの町で、それができないはずがありません。

そして、近隣市町村から町内企業に勤務する若い人たちが、あるいは子育ての皆さんが坂城に住むというような施策は、今後必要だというふうに思います。そして、定住していただければ、所得税や町民税、固定資産税などが税收になり、一定の増収となります。また、財政調整基金の一部で賄うこともできるのではないのでしょうか。さらに、特定目的基金で一般会計で賄えるものは廃止したり、統合したりして、その気になれば財政は生み出せます。

以前、財政調整基金の在り方の質問に対し、最低20億円は必要との答弁がありました。2021年度、令和3年度の決算では、24億9千万円の基金が積み増してあります。財政力で県下7位、町村で3位の坂城町が学校給食の無償化ができないわけがありません。町長のやる気があるのかどうかの決意、そして、覚悟の問題ではないかと思います。町長の見解を求めます。

町長（山村君） 大森議員さんに対して、この問題もう何回目か、随分前からご指摘いただいておりますけれども。例えば、御代田町で人口が増えたのは、学校給食をゼロにしたからということじゃないと思います。行政というのは、いろんな複合的な行政のサービスを提供することによって実現するんだと思います。

この学校給食費は、坂城町でも1億円かかります。それを財政調整基金を使えばいいじゃないかとおっしゃっても、毎年出せるものじゃないです。ですから、その仕組みを考えなきゃいけない。

それで、この前の中嶋議員の質問に対しては、そうは言っても負担が少なくなるようにいろいろ検討しようと、研究しますと言いました。段階的になるかもしれないしというふうに申し上げましたので、これは継続的に考えていくことだと思っております。

総合対策としてですね。何よりも今私の立場に、やれ、こうやれと言っても、責任のある答えができるかどうかというのは、そういうものではないと思いますので、そういう暁になったらまた議論したいと思っております。よろしくお願いします。

2番（大森君） 一步前進かという、検討して考えていくというふうなお言葉でありますので、期待したいというふうに思います。

次に、2番の質問としまして、マイナンバーカード取得の在り方は。

イ、各種特典付与の理由は

ＱＵＯカードを12月末に取得者に渡すために、一般会計の補正が専決されました。こんな急なやり方は、国自体が場当たりのもので性急過ぎます。町もこれに振り回されているという事で、大変だというふうに思います。

まず、町におけるマイナンバーカードの取得状況、人数、取得率はどうなっているでしょうか。また、国は最大2万円のポイント付与とした事業開始前の交付枚数と、それ以降の交付枚数はどうか。現在、カードとのひもづけは、何がひもづいているか。今後どんなものがひもづけする計画があるか。コンビニ交付を強調していますが、コンビニ交付において、証明書などの交付はどのくらい見込んでいるのか、お尋ねいたします。

町長（山村君） マイナンバーカード取得の在り方は、大森議員さんからご質問いただきました。前にも申し上げたかもしれませんが、マイナンバーカードは、非常に大切な国の大きなシステムなんです、そのスタートの段階から、大森さんがおっしゃるように、そもそもその都度方針を変えたり、誠に残念だというふうに思って、また、じくじたる思いであります。

前に祢津議員さんが、祢津さんのお姉様がアメリカにお住まいになっていて、アメリカではソーシャル・セキュリティ・ナンバーというんですが、これはもう全員必須なもので、なおかつ番号自体はそんなに秘密のものじゃなくて、それが全てのものにリンクしていると。自動車免許、自動車を買おうが、免許をやろうが、何しろそのナンバーがないと生活できないとい

うふうになっているわけです。

本来、マイナンバーカードもそういう趣旨でスタートしようとしたはずなんですけれども、そのセキュリティーの問題だとか、いろんなことを指摘された瞬間に、それは必須じゃなくて希望者ですということを言われて、私もがくつときたということになります。したがって、何とかその取得率を増やすために、あの手この手で2万円出したりということなんです。

逆に、政府は、行政のほうにおまえがちゃんとしっかりやれということを言われていまして、それで、その交付率の問題で交付税がどうなるとか、そういう話がありました。最近では、交付率というか、申請率で見ようというような言い方もしていますけれども、じくじたる思いであります。大森さんの質問に答えます。

まず、2番目としまして、マイナンバーカード取得の在り方のご質問に順次お答えします。初めに、町におけるマイナンバーカードの取得状況についてであります。当町における最新の交付枚数と交付率につきましては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の最新の速報値によりますと、11月30日現在、交付枚数が7,025枚で、交付率は48.76%となっております。

次に、最大2万円のマイナポイント付与の事業開始前とそれ以降の交付枚数であります。現在、国のマイナポイント第2弾として、今月、12月末までにマイナンバーカードを申請された方は、最大で2万円のマイナポイントを受け取れることができる制度が展開されているところであります。

このマイナポイント第2弾が始まる6月30日時点での交付枚数は5,694枚、交付率は38.79%でありましたが、事業を開始した6月30日から11月30日までの5か月間で1,331枚を交付し、伸び率は9.97ポイントの増となっております。

月ごとの交付枚数を具体的に申し上げますと、事業が開始される以前は、一月50枚前後で推移しておりましたが、事業が開始して以降、7月が85枚、8月が159枚、9月が284枚、10月が362枚、11月が441枚と増加傾向にあり、現在も多くの申請をいただいている状況であります。

町におきましても、国のマイナポイントの付与期限と併せ、来年2月末までにマイナンバーカードを取得された町民の皆様に、町独自で2千円のプリペイドカードを進呈する、マイナンバーカード普及促進事業を実施しており、このような取組の効果も現れているものと推測しているところであります。

続きまして、マイナンバーカードとのひもづけについてお答えします。まず、マイナンバーカードにつきましては、個人番号を証明する書類や、本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、カードに埋め込まれたICチップには、市町村での交付手続により、オンラインで本人確認ができる電子証明書が、標準的に搭載されております。

この電子証明書を利用した、オンラインによる本人確認をする手段が公的個人認証サービスであり、これを活用し必要な情報を結びつけ、暮らしの様々な場面における利便性を高める取組が、国において順次進められているところであります。

そうした中、令和元年5月には、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、健康保険被保険者のオンライン資格確認ができることとなりました。これにより、健康保険証の利用登録をされた方は、対応する医療機関などにおいて、マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書を読み取ることで、被保険者の資格確認がオンラインで行えることとなり、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになってきているところであります。

また、令和3年5月には、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律が公布され、公的な給付金などを受け取るための公金受取口座を、あらかじめデジタル庁に登録することができるようになりました。

これは、年金や児童手当など、今後、給付金などの申請をする際に、マイナンバーによる情報連携により、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなり、手間が省けるほか、災害など緊急時の給付金においても迅速に受け取ることができるようになるものであります。

なお、いずれの手續につきましても、マイナンバーカードに直接的に健康保険資格者情報や口座情報が記録されるものではなく、公的個人認証サービスを活用して、登録情報をオンラインに結びつけているものであります。

次に、今後、ひもづくものといしましては、本年6月にデジタル庁が策定したデジタル社会の実現に向けた重点計画において、マイナンバーカードと運転免許証や在留カードとの一体化のほか、処方箋の電子化や介護保険被保険者証、障害者手帳、そして、大学の学生証・社員証などが挙げられており、今後さらなる検討がなされる中で、必要な省令やシステム環境などの整備が行われるものと考えております。

続きまして、コンビニ交付における証明書の交付件数の見込みであります。ご案内のとおり、町におきましても、マイナンバーカードをお持ちの方が、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し等を取得できるコンビニ交付を来年1月31日から開始する予定で準備を進めているところであります。

コンビニ交付による発行件数につきましては、交付対象となる証明書について、町が年度内に発行する全体約1万3,500件の10%から15%程度の発行を見込んでいるところであり、これまで役場の窓口で交付している各種証明書を、窓口の対応時間外でも身近な全国のコンビニエンスストアで取得できることになり、住民の皆さんの利便性の向上に資するとともに、デジタル化による行政事務の効率化にもつながるものと考えているところであります。

2 番（大森君） 私の質問に、町長よりお答えいただきました。これは突然、保険証に紙のベースをやめてマイナンバーカードにやるということの先ほど報告がありましたけれども、これを調べたところ、私は国民健康保険なんですが、国民健康保険証とマイナンバーカードに移し替えた場合の手間の問題ですが、今の時点ですけれども、交付及び期限では、国民健康保険では毎年期限前に町から送付されてきます。被保険者は何の手続きもなく、そのまま古いカードを処分して、新しいカードで生活できます。ところが、マイナンバーカードになりますと、5年に1回、内蔵の電子証明書の交換期限があるため、役場まで出てきて更新手続きが必要になります。そして、10年ごとにカード自体の更新が必要になります。

次に、受診時の窓口の提示ですが、保険証では、月に最初の受診するときに1回提示すれば、その月は何回再診をしても1回だけで済みます。ところが、マイナンバーカードになれば、再診するたびに持ち歩かなければいけない。こういうことがあります。そして、暗証番号も必要になるということが言われております。

そして、今度は更新手続きから手元に届く期間です。これは役場でその場で交付される。あるいは紛失した場合でも、役場へ申請して、待っていれば交付される。時間的ロスはほとんどありません。ところが、マイナンバーカードでは、なくした方が役場へ出向いて地方公共団体情報システム機構へ申請する。そして、それが役場へ戻ってきて、役場から今度申請者に最短で10日くらいかかるということで報告。取りに来てください、手続きに来てくださいという、こういう時間的ロスは非常に大変です。

そもそもこれをやるには、先ほど町長がおっしゃったように、システムが最初からできていて、安心して交付できるという状況があって、初めて100%に近い取得率になるということを指摘いたしまして、次の項目に行きたいと思います。

次に、保育内容の充実のために。

保育士の配置基準の見直しを。

最近、保育園、こども園などで事故、事件が多発しています。保育士の資質だけの問題ではありません。コロナ感染症対策で、保育室の消毒やおもちゃの消毒等、今までなかった作業が非常に多くなっています。こういう激務になっている事態が重大であります。とりわけ職員の配置基準が最大の問題と考えます。

そこで質問するわけですが、正規職員保育士と会計年度任用職員の保育士の割合はどうなっているのでしょうか。クラス持ちで結構です。

保育士の配置基準は、いつ決められたのか。その基準はどうなっているかについてお尋ねします。

とりわけ、ゼロ歳から1歳児は言語を獲得するため、声かけによる発語を促すことが必要であります。そのためには、今のゼロ歳から1歳については、園児3人に対し保育士1人に改め

るべきと考えます。町の考えをお聞かせください。

子ども支援室長（細田さん） 3. 保育内容の充実のために、保育士の配置基準の見直しをの質問にお答えいたします。

保育園では、子ども一人一人を大切にし、保護者とともに地域に根差した保育園を目指し、心身ともに健康な子どもを保育方針として、南条・村上保育園は生後6か月から、坂城保育園は満1歳児から受入れをする中で、約300人の園児の保育にあたっております。

初めに、正規保育士と会計年度任用職員保育士の割合でございますが、今年度の年度当初において、クラス担任保育士のうち正規職員は21名で、フルタイムの会計年度任用職員は9名であります。

続いて、保育士の配置基準についてお答えいたします。初めに、いつ決められたのかのご質問ですが、保育士の配置基準は、昭和23年12月29日に国が制定した児童福祉施設最低基準において定められ、その基準については、「保母の数は、乳児または満2歳に満たない幼児おおむね10人につき1人以上、満2歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする」とされ、現在よりもかなり多くの乳幼児を、保育士1人で保育してもよいとされていたものであります。その後、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に改称し、基準についても改正され、年齢ごとに細分化し、保育士の配置を手厚くしてきた経過がございます。

また、国の基準により定められていた保育士の配置でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都道府県の条例で定めるとされたことから、県において児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び同施行規則として定め、平成25年4月1日に施行されたところであります。

県条例等における配置基準につきましては、国の基準に従い定めるべきものとされていることから、国の基準と同様に、乳児、ゼロ歳児ですが、おおむね3人に1人以上、1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人に1人以上、3歳以上4歳未満の幼児おおむね20に1人以上、4歳以上の幼児おおむね30人に1人以上で、これが現在の基準となっており、当町におきましても、この基準に基づき保育士の配置を行っているところでございます。

ご質問のゼロから1歳児について、園児3人に対し保育士1人に改めることについての町の考えにつきましては、町では県基準に合わせ、ゼロ歳児は現在も園児3人に対し保育士1人で対応しております。また、1歳児は、基本的には園児6人に対し1人の対応であります。年度当初などには親元から離れ1人で保育園で過ごすことが初めてで気持ちが不安定になってしまったり、集団の中で上手になじめないお子さんがいる場合や、クラス全体が落ち着かない状態である場合などに、補助の保育士を加え、園児一人一人にきめ細やかな対応を取ることで、安心・安全な保育に努めているところでございます。

今後におきましても、県の基準に基づいて運営していくことを基本とし、クラスの状況を見

る中で、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

2番（大森君） ご答弁ありがとうございます。それでも、年長さんについては、昭和23年ですか、決められたのがまだ生きている。それで、今小学校では35人以下学級ですか。現実にはもう二十何人というクラスになっているわけです。それを、保育園のまだまだ人格形成、そして言葉だけで行動できるという子どもに対して、ちょっとこれは多過ぎるのではないかというふうに思います。

この点について、しんぶん赤旗で2020年11月7日付の記事にありました。新潟県では、1歳児6人に対し保育士1人と3人に1人にした実験を行っております。実験は、新潟県の私立保育園、認定こども園が、16園の協力を得て実施しました。給食中の10分間に保育士が子どもに声をかけた数を数えました。1歳児は、前年の4月と早生まれの3月で、生まれ月により発達の差や個人差が大きいという特徴があります。そのため、食事中に眠る、泣く、怒るなどの手のかかる子どもへの対応が多くなります。6対1では、最も言葉がけが少なかった子は3回だけ。関わりがほぼなされていない子どもが出ていることが明らかになりました。まとめた報告書では、子どもが6人の場合、子どもから保育士に向けて発した各種のシグナルに保育士が気づけないケースが多々見られた。保育士の言葉から共感、単語の言い換えや繰り返しが減り、指示の言葉が多くなるというようなことで、子どもが発する発語を真剣に受け止め、対応することは何より大切です。言葉はコミュニケーションのツールであり、人格形成の大切な期間であります。

坂城の子は坂城で育てるという方針の下、坂城の子どもたちが健やかに育つためには、保育士1人に対し、1歳から2歳児についても3人に1人、3歳児は10人に1人、4、5歳児は20人に1人、こういう町独自の保育士の配置基準を設ける必要があると思います。当面1、2歳児の配置基準の見直しを求めてまいりたいと思います。保育士の基準については、今後ぜひ検討していただきたいことを要望しておきたいと思います。

4といたしまして、加齢による補聴器の助成制度の創設は。

イ、加齢による補聴器の助成制度の創設について、求めたいと思います。

認知症は、早期発見、早期治療が大切と言われております。最近リスク要因がわかり、薬も開発されて、予防が可能になってきていると言われております。認知症の予防法は、加齢による聴力の低下を補聴器で補うことで認知症予防になると言われています。補聴器は複雑になってきており、認知症を発症してからでは、操作は覚えられません。

以前の質問に、町長は、私も対象になるかもと語っておりました。加齢による難聴は、誰にでも訪れるものです。加齢による難聴者に対し、補聴器の助成制度の創設を求めますが、町の考えはいかがでしょうか。

福祉健康課長（堀内君） 加齢による補聴器の助成制度の創設はについてのご質問にお答えいた

します。

加齢性難聴は、年齢以外に特別な原因がない難聴のことで、耳の中にある音を感知したり増幅する細胞である有毛細胞が、加齢に伴い劣化や減少することにより、音の情報をうまく脳に送ることができなくなり起こるものであります。また、加齢性難聴は誰にでも起こる可能性があり、一般的に早い人では50代から高い音が聞き取りにくくなり始め、70代では音が大きくても高い音が聞こえにくくなってくるとされております。

加齢性難聴の初期段階としましては、風呂が沸いたことを知らせる電子音に気づかない、体温計の音が聞こえない、テレビのボリュームが大きくなったといった聞こえづらさに起因するもののほか、自分の声が大きくなったといった場合なども含まれます。また、聴力の低下による聞こえづらさに伴い、人との会話を避けるなど、外部からの刺激の減少による脳機能の低下から、認知症リスクも高まるとする研究報告もなされているところであります。

加齢によりダメージを受けた有毛細胞につきましては、再生することではなく、医療技術による根本的な治療が困難なことから、症状が見られたときには、早い段階で耳鼻科を受診し、低下した聴力を補い、生活の質を維持していくための適切な対処として、補聴器の使用が有効とされております。

補聴器に係る費用の助成としましては、障害者総合支援法に基づき、車椅子や義手、義足などと同様に、身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、身体機能を補完・代替する補装具として購入や修理に要した費用の全部、または一部を公費負担する制度があり、当町においても、令和2年度及び3年度に支給した補装具の交付・修理57件のうち17件が補聴器で、このうち12件が65歳以上の方に対するものであります。

加齢による補聴器の助成制度の創設につきましては、令和元年6月県議会における議員提出の加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が可決され国に提出されるなど、全国的な課題として動きはあるものの、現在のところ国や県での助成制度がない状況であり、町単独での助成につきましては、財政面など検討すべき点があると考えております。

加えて、補聴器につきましては、適正に聞こえるようになるまでの調整が難しく、その煩わしさなどから、自分に合わない補聴器を購入しても装着しないとといったケースも多く発生し、補聴器購入後の適正管理に関する課題もあり、慎重な対応が必要であると考えているところであります。

しかしながら、高齢化率も年々高まっている状況や、認知症リスクとの関連等も踏まえ、機会を捉え、国や県に対して補助制度の創設等について要望するとともに、国や県の動向に注視してまいりたいと考えているところであります。

2番（大森君） 制度的には、障害者手帳の認められる方々の難聴ということですが、こ

れは若年といいますか、先ほど答弁がありましたように、やっぱり60代前後からもう始まっているという状況、障がい者の対象になるという、そこまで我慢していきやいけないのか。ますます認知症の状況が増えてくる、皆さんの認知度が高くなっていくということになると思います。

今も介護保険制度の見直しが進められていますが、介護給付からどんどん外されていくと、こういう中で、町の介護の事業自体が、また認知症対策として大きな問題となります。やはり予防をすることが最大の費用の軽減になるということにもなると思います。このことを指摘しまして、次の項目に行きたいと思います。

5としまして、酪農・畜産業に支援を。

イ．酪農・畜産業に支援を

私は、酪農と畜産について、はっきりと区別することはできませんでした。酪農とは、乳牛を育てて、飼育した乳牛から乳製品を生産することをいうそうです。それに対して、畜産とは、食品の生産を目的として家畜を飼育することをいいます。畜産の飼育の対象となる家畜は、牛や豚、鳥などであります。酪農は畜産の一部門に位置づけられ、畜産は農業の1部門にあたることになります。つまり、酪農は畜産の一部というわけであります。初めて私は勉強しました。

いずれにしても、どちらも家畜の餌となる飼料は、ほとんどが輸入に頼っています。政府・与党が防衛費を5年で43兆円にする方針を決めようとしています。食料自給率が37%の下、戦争になれば海外からの供給が途絶え、国民は飢え死にしかねない。オスプレイや戦闘機も国民の空腹を満たしてはくれません。武器は命を奪いますが、食料は命を守ります。国民の命を守るというなら、食料と農業を守り、食料自給率を向上させる政治こそが必要ではないでしょうか。

今、肥料も餌も2倍になっています。燃料も大幅に値上がりしています。酪農や畜産農家は、生産コストの上昇、販売価格の低迷など、苦しめられています。

そこで、お尋ねします。輸入飼料の高騰、入荷の低迷で、酪農・畜産家の経営が圧迫されています。町は何らかの対応が必要と思いますが、どのような対応をされるのか、お尋ねします。

地産地消といたしまして、また食育として、町内で生産された牛乳を学校給食に提供するような、そういう方法はないか。このことの答弁を求めます。これで、1回目の質問といたします。

商工農林課長（竹内君） 酪農・畜産経営に対する支援についてのご質問のうち、町の対応についてお答えをいたします。

世界的な穀物需要の変動を受け、畜産業における飼料価格の上昇に加え、円安による輸入原料の高騰は畜産経営にとって生産費増大につながり、価格転嫁ができない厳しい状況となっており、状況の長期化も懸念されるところでございます。

国内の飼料自給率は家畜全体で25%。種類別に見ると、牧草などの粗飼料は77%、飼料用トウモロコシ、大麦や小麦など穀物主体の濃厚飼料では12%となっており、特に国内の生産コストが高いトウモロコシなどの濃厚飼料は、米国など海外からの輸入に依存していることから、その影響が顕著となっております。

現在、町内には60頭余りの乳牛を飼育している畜産農家が1軒ございますが、やはり輸入飼料、原料価格の高騰が経営を大きく圧迫している状況とお聞きするところであります。

このような状況において、国では、畜産関係の支援策として、配合飼料価格の上昇を緩和するため、配合飼料価格安定制度により、生産者と配合飼料メーカーの積立てによる通常補填と、異常な価格高騰時に通常補填を国と配合飼料メーカーが積み立てて補完する異常補填の2段階の仕組みにより、価格安定を図っております。

さらに、この制度とは別に、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業として、生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付し、今年度第3四半期の実質的な飼料コストを今年度第2四半期と同程度の水準となるよう支援制度が整備されております。

また、県におきましても、配合飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家の事業継続を支援するため、配合飼料価格安定制度の加入者を対象に、県独自に飼料購入費の一部を支援する配合飼料価格高騰緊急対策事業のほか、輸入粗飼料価格高騰の影響を緩和するため、牧草などの粗飼料購入費の一部を助成する酪農粗飼料価格高騰緊急対策事業費が、県の補正予算により実施される予定となっております。

町においても、現在、畜産業を含めた農業全般の燃料価格や肥料、生産資材などの価格高騰を緩和するため、坂城町農業資材価格等高騰対策事業を実施しており、肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費といった高騰している農業経費について、令和3年分の農業経費申告額に、一定期間の価格変化を表す騰落率8.5%を乗じた額について、上限を20万円として補助を行っております。

畜産経営においては、飼料費が経営経費の多くを占めており、輸入飼料原料価格の高騰が大きく経営に影響を与えている状況であります。国・県、そして町の制度を有効に活用いただき、事業の継続と経営の安定を図っていただけるよう支援してまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 5. 酪農・畜産業に支援をのうち、町内で生産された牛乳を学校給食に提供できないかのご質問にお答えいたします。

学校給食では、多様な食品を適切に組み合わせ、児童生徒が各栄養素をバランスよく取り、様々な食に触れることができるよう、学校給食法に基づき文部科学省が策定した学校給食摂取基準を基に、個々の健康及び生活活動等の実態、地域の実情等に十分配慮して学校給食を提供しているところでございます。

学校給食では、主食、主菜、副菜、牛乳、果物という五つの料理で構成され、児童生徒の体

に必要なエネルギーの約3分の1が取れるように、栄養教諭が献立を考えております。主食は、ご飯、コッペパン、ソフト麺などエネルギーになるもの、主菜は、肉・魚などが入ったメインになるおかず、副菜は野菜などが入ったおかず、カルシウムを取るための牛乳や季節の果物が学校給食では提供されております。

その中で、牛乳はカルシウムを多く含み、吸収率も高く、ビタミンB₂、たんぱく質なども効率的に多く取ることができ、成長期の児童生徒には大変よい食品で、学校給食には欠かすことのできないものでございます。

町内で生産された牛乳を学校給食に提供できないかというご質問ですが、現在の学校給食用の牛乳は、委託業者から各学校に児童生徒1人1本の牛乳を配達してもらい、全児童生徒に提供しております。

学校給食は、文部科学省が定めている学校給食の衛生管理基準に基づき実施しております。この基準には、食品の納入、保管、調理などに対しても定められており、牛乳では、専用の保冷庫等により適切な温度管理を行い、新鮮で良好なものが飲用に提供されるよう品質の保持に努めることとされ、食中毒の予防に万全を期すよう指導されているところでございます。

町内の生乳生産者が学校給食として牛乳の提供にご協力いただける場合は、地産地消の推進にもなり、生きた教材である学校給食から、地域の事柄について、より多く学ぶことができるのではないかと考えておりますが、先ほども申し上げました文部科学省が定める衛生管理基準などに対応できるかなどを慎重に検討する必要があると考えております。

2番（大森君） 酪農家、畜産家の皆さんに支援ということをお願いしたわけですが、佐久地方では、酪農家が非常に多くいらっしゃいます。そこでは、グループといいますか団体組織などもあって、行政に働きかけるといことをされてきています。そういうところでは、牛1頭に対して幾らの助成をするということをやっている自治体も、いくつかあるというふうに聞いております。

やはり、特別な業種といいますか。坂城町にとっては、本当に酪農・畜産家の経営をきちっと守っていくということも大事ではないか。そして、県あるいは町の農業資材等の支援策等も用意してあるということで、これだけでは非常に大変ではないか。上限20万円ということですので、ぜひこれは改めて、特別な対策が必要ではないかというふうに感じております。

また、配合飼料メーカーと協働して積立てをして、それを対策事業に充てていくということなんですけれども、今の物価上昇と消費の低下、価格の低下ですね、この広がりからいけば、これだけではもう追いつかないという状況だというふうにおっしゃっています。このことをどう穴埋めしていくか、どう縮めるかということが酪農家を支援する重要な対策ではないでしょうか。ぜひこれについても今後検討していただきたいというふうに思います。

また、町内で生産された牛乳を学校給食にということでご提案しましたけれども、やはり町

も牛乳メーカーとお話をされて、町も支援して、そして文科省の規定する安全基準、これもきちっと守るような形で、牛乳メーカーそして生産者と一緒になって、地元の牛乳を地元の子どもたちに飲んでいただく、このことが地産地消であるし、また食育としても大きな役割になるんじゃないかというふうに思いますが、その点について2点、どのような状況でしょうか。再度答弁を求めます。

商工農林課長（竹内君） 畜産業に係る支援の関係でございますけれども、国だけではなくて、県でも町でもいろいろな支援策を、その状況に応じて考えているところでございます。制度内容、申請要件を確認いただきまして、利用可能な支援策についてご活用いただければということと考えておりますし、その制度を有効に活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

教育長（清水君） ただいまの大森議員さんの再質問でありますけれども、牛乳ができるまでには様々な行程がございます。それについては、先ほども申し上げましたように、安全基準というものがあまして、とにかく安全・安心で、安心してそれを子どもたちが取り入れられるものでなくてはなりませんので、そういうようなところも検討しながら、どんなことができるのか、また、規模とかそういうものもありますので、今まで子どもたちが取っている牛乳のほうもいろいろ補助金等が、その制度がありますので、そこら辺との関係とか、そんなことも考えてまいりたいと思っています。

ただ、ここではっきりとどういうふうにするかということは、まだ今後研究していかなければわからないことかなと思います。

2 番（大森君） 学校給食の提供については、今後研究されるというご答弁をいただきました。今回、一般質問でこれだけの大きな問題点を取り上げて質問させていただきましたけれども、来年3月以降もありますけれども、来年4月では、それこそ責任を持った答弁をいただけないということもありまして、今回この12月議会で取り上げさせていただきました。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日14日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

（散会 午後 2時43分）

